

八幡平市監査委員告示第4号

令和4年3月14日付け八監査第151401号の財政援助団体等監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月1日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 井上 辰男

措置内容 別紙のとおり

財政援助団体等監査指摘事項の措置状況通知書

まちづくり推進課

令和3年12月16日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
<p>八幡平市立平館コミュニティセンター指定管理について</p> <p>ア 役員会の決議を経ずに行った予算の補正等について【指摘事項】</p> <p>当振興協議会が定める「八幡平市平館地域振興協議会」第21条第4項では、「予算執行に際し、軽易な予算の変更を要する場合の予算の更正及び項目内の流用については、役員会の決議を経て、会長が処分することができる。」旨規定しているにもかかわらず、役員会の決議を経ずに会長の決裁のみで指定管理事業特別会計の修繕費と備品購入費の増額変更及び項目内の流用を行っている。これは明らかに不適切である。事務局員が起案した「補正予算について（伺い）」の回議用紙には「新型コロナウイルス感染症対策のため役員会が開催できず三役から回覧決裁としてよろしいか」との文言が記載されているが、たとえ、このような事情により役員会が開催できなかったとしても、協議会規約に規定している以上、「書面決議」等の方法により役員会の決議を得るべきであった。今後においては、協議会規約に沿って適正に業務を行うよう努められたい。</p>	<p>役員会の決議を経ずに行った予算の補正等について、財政援助団体（平館地域振興協議会）に対し、昨年12月に役員会を開催し決議すること。やむを得ない状況で役員会を開催することができないときは、書面決議するように指導した。</p>	<p>平館コミュニティセンターを始め、各指定管理者（12地域振興協議会）に対し、電子媒体による指導を行った。</p> <p>今後の再発防止策について、事務局長会議や電子媒体等による注意喚起に努める。</p>	<p>令和4年 3月18日</p>